

## WLB 支援センター みやこ 蔵書貸出規則

### 第 1 条(目的)

本規則は、WLB 支援センター みやこの蔵書を利用者に貸出する際のルールを定め、蔵書の適切かつ公平な利用を促進することを目的とする。

### 第 2 条(利用者の範囲)

本規則に基づき蔵書を借りられる者は、以下の利用者とする。

- ・本学および本学附属病院で勤務する者(非常勤も含む)
- ・本学学生・大学院生
- ・その他、センター長が認めた者

### 第 3 条(貸出条件)

1. 一人につき、貸出可能冊数は 5 冊までとする。
2. 貸出期間は 4 週間とする。延長を希望する場合、返却期限前に申請すること。

### 第 4 条(貸出方法)

本センターの蔵書の貸出は、以下のいずれかの方法で行うものとする。

1. 申込みフォームによる申請
  - 利用者は、本センターの申込みフォームに必要事項を記入し、貸出を申請する。
  - 貸出手続き完了後、書籍は学内便により申請者へ送付する。
2. センターでの直接貸出
  - 利用者は、本センターを訪問し、所定の手続きを経て書籍を直接借り受けることができる。

### 第 5 条(返却方法)

1. 貸出書籍の返却は、以下のいずれかの方法で行うものとする。
  - 学内便による返却  
学内便を利用し、書籍を本センター宛に返送する。
  - センターでの直接返却  
本センターを訪問し、書籍を直接返却する。
2. 返却時には、書籍の破損や汚損がないことを確認するものとする。

### 第 6 条(返却および延滞)

1. 返却期限を守ること。延滞が続いた場合、一定期間貸出を停止する場合がある。
2. 紛失や破損が生じた場合は、同一書籍の弁償または代替費用を負担すること。

#### **第7条(附則)**

1. 本規則は、令和7年1月6日より施行する。
2. 必要に応じて内容を変更する場合がある。